

平成17年9月13日

各 位

> 会社名株式会社新日本建物 代表者名 代表取締役社長 村上 三郎 (JASDAQ・コード番号: 8 8 9 3) 問合せ先 取締役管理本部長 壽松木 康晴 (TEL. (03)5227-5605)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成17年9月13日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1.社 名 称 株式会社新日本建物第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換 社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権 付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを 「本新株予約権」という。)

2.社債の発行価額

額面100円につき金100円

3.新株予約権の発行価額

無償とする。

4 . 新株予約権の発行価額の 算定理由(無償の理由)

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであ り、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使される と代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密 接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の 利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と を勘案して、その発行価額を無償とした。

5.払込期日及び発行日

6.募集に関する事項

(1)募集の方法

(2)発行価格(募集価格)

(3)申

込 期 (4)申 込 取 扱 場 所

7.新株予約権に関する事項

(1)新株予約権の目的たる 株式の種類及び数 第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。

額面100円につき金100円

平成17年9月29日(木)

平成17年9月29日(木)

野村信託銀行株式会社 本店

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使 請求(本項第(6)号に定義する。)により当社が当社普通株式を新た に発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当 社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請 求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号 記載の転換価額 (ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整され

た場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2)新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計48個の本新 株予約権を発行する。

(3)行使時払込金額 及び転換価額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発 行価額と同額とする。

転換価額は、当初645円とする。

(4)行使時の払込金額(転 換価額)の算定理由 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成17年9月13日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

(5)新株の発行価額中の 資本組入れ額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式 1 株の資本組入額は当該株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(6)行 使 請 求 期 間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年9月30日から平成19年9月27日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。

(7)行 使 の 条 件

当社が第8項第(6)号 もしくは により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、それぞれ償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(6)号 記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が第8項第(12)号記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8)転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高および値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が323

円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が968円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

新発行・処分株式数×1株あたりの発行・処分価額

既発行株式数+-

時 価

調整後転換価額=調整前転換価額×-

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも転換価額を適宜調整する。なお、上記算式において、「既発行株式数」は、発行済当社普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、株式分割により当社普通株式を発行する場合には、「新発行・処分株式数」は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。

(10)消却事由及び消却条件

(11) 行使によって交付され た株式の配当起算日 消却事由は定めない。

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条J5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

(13)代用払込に関する事項

名義書換代理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権 を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権に係

る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払 込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があっ たものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8.社債に関する事項

(1)社 債 の 総 額

金2,500万円の1種

金 1 2 億円

(2)各社債券の金額

埊

(3)社 債 の 利

本社債には利息を付さない。

(4)償 還 期 限

平成19年9月28日(金)

(5)償 還 価 額

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号 乃至 に定める価額による。

(6)償還の方法

本社債は、平成19年9月28日にその総額を償還する。

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。

平成17年9月30日から平成18年9月29日までの期間については金101円

平成18年9月30日から平成19年9月27日までの期間については金100円

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予 約権付社債の社債権者に対して、毎月第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の第4金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で、繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該月の第3金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金99円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

本号に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀 行営業日にこれを繰り上げる。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7)社 債 券 の 様 式 無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより 本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8)担 保 の 有 無

本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9)財務上の特約

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、当該新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

(10)取 得格付

取得していない。

(11)社 債 管 理 会 社

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

(12)償還金支払事務取扱者

野村信託銀行株式会社 本店

(償還金支払場所)

9. 上場申請の有無無し

10.前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1)調達資金の使途

手取概算額 1,177 百万円は、全額を運転資金とし、主として戸建・マンション分譲用地の取得資金に充当する予定であります。

(2)業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2 . 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつとして考えており、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

(2)配当決定に当たっての考え方

上記の基本方針に基づき、各期の業績や社会情勢を勘案して検討しております。

(3)内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営環境の目まぐるしい変化に対応すべく財務体質強化のために 備えるとともに、一層の事業拡大と収益性の向上に役立てることにより、株式価値の向上に努めて まいりたいと考えております。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成 15年 3月期	平成 16年 3月期	平成 17年 3月期
1 株当たり当期純利益	169.73 円	20.53円	36.70円
1株当たり年間配当金	30.00円	15.00円	15.00円
実績配当性向	11.8%	73.1%	40.9%
株主資本当期純利益率	29.8%	6.3%	10.7%
株主資本配当率	3.5%	4.6%	4.4%

- (注) 1. 平成15年5月20日付をもって、1株を2株に分割しております。
 - 2.株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
 - 3.株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(5)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等過去3年間にエクイティ・ファイナンスは行っておりません。

(6)過去3決算期間および直前の株価等の推移

() == ; = = = = = = = = = = = = =					
		平成 15年 3月期	平成 16年 3月期	平成 17年 3月期	平成 18年 3月期
始	值	545 円	490 円	(433円)	473 円
高 値	1,350円	570 円	535 円	678 円	
	498 円		(515円)		
安 値	515 円	330 円	415 円	452 円	
	425 円		(390円)	452 🗇	
終	値	490 円	430 円	472 円	645 円
株価	収益率	2.9 倍	20.9倍	12.9倍	- 倍

- (注)1.平成18年3月期の株価については、平成17年9月13日現在で示しております。
 - 2.株価は、平成16年12月12日以前は日本証券業協会におけるもので平成17年3月期は()表示を しており、それ以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。
 - 3. 印は、平成15年3月31日現在の株主に対して株式分割を実施しており、その株式分割権利落後の最高・最低株価を示しております。
 - 4.株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3.その他

(1)潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンス実施により、直近の発行済株式総数(平成17年9月13日現在)に対する 潜在株式数の比率は12.8%になる見込みです。

(注)潜在株式の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は8.5%であり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は25.6%であります。

(2)割当予定先の概要

割当予	定先の氏名又は名称	野村證券株式会社		
割当新村	朱予約権付社債(額面)	金 1,200,000,000 円		
払	込 金 額	金1,200,000,000円		
割当予定 先の内容	住 所 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号			
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行		
	資 本 の 額	10,000,000,000 円		
	事業の内容	証券業		
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
当社との	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数 :なし 当社が保有している割当予定先の株式の数 :なし		
関係	取引関係等	主幹事証券会社		
	人 的 関 係 等	なし		

(注) 資本の額および出資関係は、平成17年3月31日現在のものであります。

(3)その他

割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定です。

また、野村證券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本件の引受けに関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以上